

3 指定道路調書の作成

指定道路調書は、次により作成する。なお、記載例は別紙を参照すること。

(1)指定道路調書の作成者

指定道路調書は、地方事務所が作成する。

なお、申請者（代理者を含む。）に作成を依頼することも可能とする。

(2)指定道路調書の作成方法

建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づく第 42 号の 24 様式の第一面に指定道路申請書に記載されている事項のうち、必要事項を転記する。

第二面の位置図については、同様式に直接道路の形状等の必要事項を記載するか、又は道路位置指定申請書に添付された平面図等の写しを貼付する。なお、道路延長が長い場合など、第二面に記載できない場合は、必要記載事項が記載されている道路位置指定申請書に添付された図面を別紙にて添付することもやむを得ないものとする。

4 指定道路図・指定道路調書の保存

(1) 指定道路図・指定道路調書は可能な限り同じファイル、又は場所に保存する。

(2) 指定道路調書は、指定道路の種別、市町村ごと、又は指定番号順にファイルに綴るとともに、ファイルごとに別紙の「指定道路一覧表」を作成し、同じファイルに綴るものとする。

5 指定道路図・指定道路調書の閲覧

(1) 保存した指定道路図・指定道路調書の閲覧は、建築基準法施行細則第 38 条の規定による。

(2) 平成 20 年実施の指定道路台帳・位置図作成業務委託業務の成果品である指定道路位置図を活用して道路図を作成している場合においては、当該委託業務において記載されている道路は閲覧対象としない。

(3) 建築基準法施行細則第 38 条第 4 項の規定による「閲覧簿」は、建築基準法に基づく建築計画概要書等に準ずる。

附則

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

(参考) 建築基準法施行規則【抜粋】

(指定道路等の公告及び通知)

- 第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
- 2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 水平距離指定の年月日
 - 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 四 水平距離
- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定道路図及び指定道路調書)

- 第10条の2 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第11条の4第1項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第11条の4第1項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺2500分の1以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り1葉の図面に表示すること。
 - 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
 - 三 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第四十二号の二十四様式とすること。
 - 四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。
 - 五 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第2項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

(書類の閲覧等)

- 第11条の4 法第93条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁にお

いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
 - 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
 - 三 別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
 - 3 特定行政庁は、第1項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

附 則（平成19年6月19日 国土交通省令第66号建築基準法施行規則等の一部を改正する省令）
（施行期日）

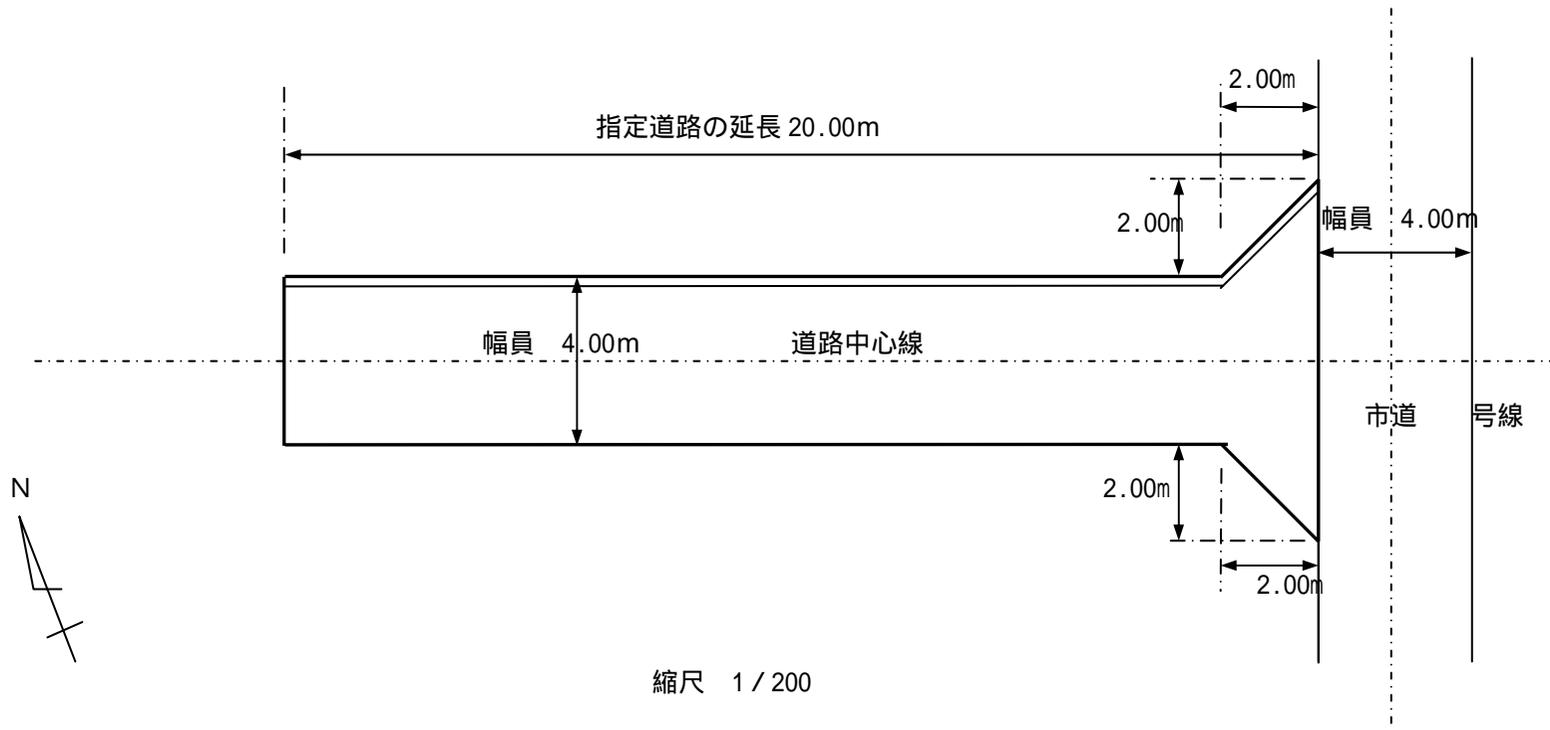
第1条 この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年6月20日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条中建築基準法施行規則別記第六十八号様式の改正規定及び第3条中建築士法施行規則第七号書式の改正規定 平成19年12月20日
- 2 第1条中建築基準法施行規則第10条の改正規定、同令第10条の2を同令第10条の2の2とする改正規定、同令第10条の次に1条を加える改正規定、同令第11条の4第1項の改正規定（同項に第七号及び第八号を加える部分に限る。）及び同条第2項の改正規定 平成22年4月1日

指 定 道 路 調 査 書

原則指定道路番号を記載する				（第一面）		建築基準法第42条第1項対象号を記載する（第5号道路）				
整理番号	長野第	号	指定道路図対照番号	長野第	号	指定道路の種類	第5号道路			
指定の年月日	平成 年 月 日		指定道路の延長	メートル			指定道路の幅員	メートル		
指定道路の位置	市大字 字		番地、	番地、	番地、	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指定道路申請書記載の地番を全て記載する。</div>				
申請者の氏名	(株) 代表取締役									
水平距離指定の年月日			水平距離指定に係る道路の部分の延長	メートル		水平距離	メートル			
水平距離指定に係る道路の部分の位置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">法第42条第3項の指定の場合に記載する。</div>									
その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">特筆すべき事項、変更等の経過を記載する。</div>									

位置図



(注意)

1. 「指定道路の種類」欄は、建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路は「4号道路」、同法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路は「5号道路」、同法第42条第2項の規定による指定に係る道路は「2項道路」、同法第42条第4項の規定による指定に係る道路は「4項道路」、同法第68条の7第1項の規定による指定に係る道路は「予定道路」と記載する。
2. 「申請者の氏名」欄は、建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定をした場合に記載する。
3. 「水平距離指定の年月日」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の位置」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の幅員」欄及び「水平距離」は、建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定をした場合に記載する。
4. 位置図には、方位、縮尺、指定道路の位置、延長及び幅員並びに水平距離指定に係る道路の部分の位置及び延長並びに水平距離を表示すること。また、必要に応じて関係図面を添付すること。